

業務実績

主要な事業に関する事項

◆主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項 目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経 常 収 益	23,603	22,424	23,097	23,598	23,471
経 常 利 益	3,792	3,875	3,959	4,397	4,582
当 期 純 利 益	2,703	2,837	2,907	3,299	3,340
純 資 産 額	95,044	97,583	99,785	101,048	105,436
総 資 産 額	1,923,808	2,052,643	2,207,260	2,220,459	2,196,670
預 金 積 金	1,538,641	1,569,988	1,674,513	1,774,116	1,899,642
貸 出 金	1,302,447	1,349,781	1,464,542	1,521,817	1,558,341
有 価 証 券	98,102	93,773	80,791	87,848	102,986
出 資 金 総 額	5,345	5,343	5,342	5,340	5,337
出 資 総 口 数 (口)	5,345,687	5,343,780	5,342,758	5,340,080	5,337,588
出 資 に 対 す る 配 当 金	213 (4%)	213 (4%)	213 (4%)	213 (4%)	213 (4%)
職 員 数 (人)	648	634	630	630	643
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	10.30	10.02	9.41	9.14	9.17

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しております。
2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

◆主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度	2020年度
業 務 粗 利 益	17,049	17,006
業 務 粗 利 益 率	0.76	0.76
業 務 純 益	4,806	4,533
実 質 業 務 純 益	4,829	4,557
コ ア 業 務 純 益	4,921	4,557
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	4,921	4,511
資 金 運 用 収 支	19,634	19,755
役 務 取 引 等 収 支	△ 4,227	△ 4,138
そ の 他 業 務 収 支	1,642	1,389
資 金 運 用 勘 定 平 均 残 高	2,236,897	2,222,190
資 金 運 用 収 益 (受 取 利 息)	20,420	20,591
資 金 運 用 収 益 増 減 額	281	171
資 金 運 用 利 回 り	0.91	0.92
資 金 調 達 勘 定 平 均 残 高	2,162,660	2,148,735
資 金 調 達 費 用 (支 払 利 息)	786	837
資 金 調 達 費 用 増 減 額	85	50
資 金 調 達 利 回 り	0.03	0.03
資 金 調 達 原 価 率	0.60	0.61
資 金 利 鞘	0.31	0.31
総 資 産 経 常 利 益 率	0.20	0.20
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.15	0.14
総 資 産 業 務 純 益 率	0.22	0.20
純 資 産 経 常 利 益 率	4.37	4.36
純 資 産 当 期 純 利 益 率	3.27	3.18
純 資 産 業 務 純 益 率	4.77	4.31

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券等の利息収支を示す「資金利益」、各種手数料等の収支を示す「役務取引等利益」、債券等の売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」及び「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額（または取崩額）を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額等臨時的な経費等を除きます。

3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。
4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

5. 「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

$$\text{総資産（純）利益率} = \frac{\text{（純）利益（または純益）}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産（純）利益率} = \frac{\text{（純）利益（または純益）}}{\text{純資産（外部流出額を除く）期末残高}} \times 100$$

◆常勤役職員 1 人当たり預金・貸出金平均残高

(単位:百万円)

項 目	2019年度	2020年度
預 金 残 高	2,738	2,827
貸 出 金 残 高	2,277	2,295

◆純資産の内訳

(単位:百万円)

項 目	2019年度	2020年度
純 資 産 の 部 合 計	101,048	105,436
出 資 金	5,340	5,337
（ 普 通 出 資 金 ）	(5,340)	(5,337)
（ 優 先 出 資 金 ）	(-)	(-)
資 本 剰 余 金	-	-
利 益 剰 余 金	95,003	97,930
利 益 準 備 金	5,361	5,361
特 別 積 立 金	85,245	88,145
（ 特 別 積 立 金 ）	(10,400)	(10,400)
（ 金 利 変 動 準 備 積 立 金 ）	(17,450)	(19,450)
（ 機 械 化 準 備 積 立 金 ）	(19,100)	(19,450)
（ 配 当 準 備 積 立 金 ）	(1,300)	(1,300)
（ 経 営 基 盤 強 化 積 立 金 ）	(11,600)	(11,600)
（ そ の 他 の 積 立 ）	(25,395)	(25,945)
当 期 末 処 分 剰 余 金	4,395	4,422
（ 当 期 純 利 益 ）	(3,299)	(3,340)
処 分 未 済 持 分	△ 1	△ 2
自 己 優 先 出 資	-	-
その他有価証券評価差額金	706	2,170
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	-	-
土 地 再 評 価 差 額 金	-	-

◆1 店舗当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項 目	2019年度末	2020年度末
預 金 残 高	43,096	46,278
貸 出 金 残 高	35,836	37,563

◆預貸率・預証率

(単位:%)

項 目	2019年度	2020年度
預 貸 率 (期 末 値)	83.87	80.16
預 貸 率 (期 中 平 均 値)	83.15	81.16
預 証 率 (期 末 値)	4.84	5.29
預 証 率 (期 中 平 均 値)	4.43	4.85

財務諸表

◆貸借対照表・チェックポイント【重要なのは運用と調達のバランス】

「貸借対照表」は、決算日時点の資金の調達と運用の状況という財政状態が示されています。お客様からお預かりした預金・出資金・剰余金処分による積立金等は「負債の部」及び「純資産の部」に記載しています。貸出金・預け金・有価証券等の運用資産及び動産不動産等の固定資産は「資産の部」に記載しています。貸借対照表は調達された資金がどのように運用されているかをあらわすものです。

「貸借対照表」では、「預金と貸出」、「自己資本と動産・不動産」等の調達と運用のバランスが適正かどうか、各項目の構成比や増減の状況はどうかなどがチェックのポイントとなります。

◆貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2020年度
資産の部		
現金	15,495	14,699
預金	558,102	484,670
入金	7,832	7,796
金銭債権	2,000	1,500
有価証券	87,848	102,986
国債	45,665	46,109
地方債	—	—
社債	13,023	22,172
貸付信託	—	—
投資信託	8,494	10,895
株式	1,160	1,597
外国証券	19,503	22,210
貸出金	1,521,817	1,558,341
手形貸付	50	53
証書貸付	1,510,012	1,547,323
当座貸越	11,754	10,965
外国為替	—	—
外国他店預け	—	—
外国他店貸付	—	—
買入外国為替	—	—
取立外国為替	—	—
その他資産	11,599	11,358
未決済為替	268	257
労働金庫連合会出資金	8,400	8,400
前払費用	17	14
未収収益	2,551	2,294
金融派生商品	1	—
その他の資産	360	392
有形固定資産	13,866	14,061
建物	4,392	4,419
土地	8,842	8,835
リース資産	—	—
建設仮勘定	63	—
その他の有形固定資産	568	806
無形固定資産	102	227
ソフトウェア	88	214
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	13	12
前払年金費用	329	235
繰延税金資産	1,241	642
負債	309	258
貸倒引当金	△ 85	△ 108
(うち個別貸倒引当金)	(△ 21)	(△ 20)
資産の部合計	2,220,459	2,196,670
預金	1,774,116	1,899,642
当座預金	27	63
普通預金	521,779	585,076
貯蓄預金	966	947
通知預金	—	—
別段預金	163	210
納税準備預金	—	—
定期預金	1,251,178	1,313,344
定額積立	—	—
その他の預金	—	—
渡性預金	40,233	44,358
借入金	296,200	141,000
債券貸借取引受入担保金	296,200	141,000
負債の部合計	4,622	4,648
未決済為替	41	52
給付補填準備	1,327	1,202
未払法人税等	1,123	1,114
前受収益	0	0
払戻未済	2	2
払戻未済持分	0	0
金融派生商品	1	—
リース債務	—	—
資産除去債務	324	315
その他の負債	1,800	1,961
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	389	370
退職給付引当金	3,250	653
役員退職慰労引当金	112	145
その他の引当金	176	157
その債務保証	309	258
負債の部合計	2,119,411	2,091,234
出資	5,340	5,337
普通出資金	5,340	5,337
優先出資金	—	—
資本剰余金	95,003	97,930
利益準備金	5,361	5,361
その他利益剰余金	89,641	92,568
(特別積立金)	(85,245)	(88,145)
(当期未処分剰余金)	(4,395)	(4,422)
処分未済持分	△ 1	△ 2
役員勘定合計	100,341	103,265
その他の有価証券評価差額金	706	2,170
繰延ヘッジ損益	—	—
土地評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	706	2,170
純資産の部合計	101,048	105,436
負債及び純資産の部合計	2,220,459	2,196,670

■貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理要領に基づき定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	19年～50年
その他	3年～15年

6. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権のうち、銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する要管理先債権については今後3年間の予想損失額、その他の債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績または倒産実績を基礎とした貸倒実績率または倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

9. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用の損益処理方法及び数理計算上の差異の損

益処理方法は次のとおりであります。

(1)過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理

(2)数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理

11. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

13. 特別法上の引当金

特別法上の引当金は計上しておりません。

14. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は適用しておりません。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

16. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	11,326,141千円
有形固定資産の圧縮記帳額	136,246千円

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する

金銭債権総額	133,130千円
--------	-----------

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する

金銭債務総額	ありません。
--------	--------

19. 子会社等の株式（及び出資金）総額

	80,000千円
--	----------

20. 子会社等に対する金銭債権総額

	ありません。
--	--------

21. 子会社等に対する金銭債務総額

	285,586千円
--	-----------

22. 破綻先債権額及び延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は747,533千円、延滞債権額は5,951,989千円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23. 3カ月以上延滞債権額

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は241,814千円であります。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものであります。

24. 貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,286千円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、6,948,624千円であります。

なお、22. から25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
定期預け金	211,614,000千円
担保資産に対応する債務	
預 金	3千円
借 用 金	141,000,000千円

上記のほか、定期預け金を為替決済及び当座貸越の担保として37,778,300千円差し入れております。

27. 出資1口当たりの純資産額

19,761円59銭

28. 目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

29. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金取扱金融機関として、預金業務を行い、普通預金、定期性預金等により資金を調達しております。また、調達した資金は住宅ローン等、融資業務により運用を行うとともに、市場運用業務を行っております。

このため、金利等、市場の変動により金庫の収益が大きく影響を受けるため、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施し、収益とリスクをコントロールしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。貸出金の多くは個人のお客様を対象とした住宅ローン等であり、これは、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、与信の集中リスクは殆どありません。

また、特に長期間にわたり金利が固定される住宅ローンについては、金利の変動リスクが大きいため、その一部については、証券化とよばれる手法を用いてリスクの削減をしております。

有価証券は、国債等債券を中心とし、株式・投資信託等で構成されており、その他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、外貨建有価証券は保有しておりません。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクの適切な管理を行うため、「信用リスク管理方針」「クレジット・ポリシー」をはじめ、融資業務、信用リスク管理に関する各諸規程に従い、貸出金については個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備・運営しております。また、融資商品や制度に係る諸規程等に関する研修を定期的の実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保しております。日常的な信用リスク管理は、審査管理部門・リスク統括部門が行っております。信用リスクの管理状況、信用リスク量等については、月次で部長会に報告し、定期的に常務会及び理事会に報告しております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部門において、信用リスク量の把握、格付の状況等をチェックし、部長会に報告しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、金利リスクの適切な管理を行うため、「市場リスク管理方針」をはじめ、市場リスク管理に関する諸規程において、リスク管理方法や手続等を明記しております。

日常的な金利リスクの管理は、リスク統括部門が行っております。リスク統括部門は、有価証券の金利リスク、及び、預金・貸出金等を含めた全体の金利リスクをVaR（バリュー・アット・リスク）とよばれる手法を用いて計量化し、月次で部長会に報告するとともに、定期的に常務会及び理事会に報告しております。なお、金利の変動リスク等をヘッジするため、証券化取引を行っております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに対して、個別案件ごとのリスク量の計量化を行う等の管理を行っております。なお、為替リスクのヘッジとして、通貨スワップ等、デリバティブ取引は行っておりません。

(iii)価格変動リスクの管理

当金庫は、価格変動リスクの適切な管理を行うため、「市場リスク管理方針」をはじめ、市場リスク管理、並びに資金運用に関する諸規程において、リスク管理方法や投資基準等を明記しております。

日常的な価格変動リスクの管理は、リスク統括部門が行っております。リスク統括部門は有価証券の価格変動リスクをVaR（バリュー・アット・リスク）を用いて日次で計量化し、市場運用部門に報告しております。また、リスク管理の状況を月次で部長会に報告するとともに、定期的に常務会及び理事会に報告しております。

有価証券等、市場運用商品の買入や管理については、資金運用の諸規程に従い、市場運用部門が行っております。

(iv)デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引の管理に関しては、基本的に金利リスク管理に準じて行っております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では主な金融資産（「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券（非上場株式を除く）」、「貸出金」と金融負債（「預金」、「借入金」）の市場リスク量を月次でVaR（バリュー・アット・リスク）により計測し、リスク量がリスク限度額の範囲内におさまるようコントロールしております。

当金庫のVaR（バリュー・アット・リスク）は分散共分散法（①有価証券：保有期間30日、信頼区間99%、観測期間250日、②その他の金融資産・金融負債：保有期間250日、信頼区間99%、観測期間250日）とよばれる手法により算出しております。令和3年3月31日現在における当金庫の市場リスク量は有価証券1,353,699千円、その他の金融資産・金融負債11,147,701千円となりました。

なお、有価証券については、VaR（バリュー・アット・リスク）の値と実際の損益の動きを比較する「バックテスト」を定例的に実施し、VaR（バリュー・アット・リスク）モデルの有効性を検証しております。ただし、VaR（バリュー・アット・リスク）は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率における市場リスク量を計測しており、市場が通常では考えられないほど急激に変動した場合にはリスクが捕捉できない場合があります。

③流動性リスクの管理

当金庫は、貸出金等金融資産と預金等金融負債の契約期日や換金性の相違等により、流動性リスクに晒されております。流動性リスクに関しては、資金繰り管理部門、及びリスク統括部門が日次で適切に管理するとともに、その管理状況を部長会に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

30. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）を参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	484,670,790	486,014,538	1,343,748
(2)買入金銭債権	7,796,645		
貸倒引当金（＊1）	△2		
	7,796,643	8,106,038	309,392
(3)金銭の信託	1,500,000	1,500,000	－
(4)有価証券			
満期保有目的の債券	－	－	－
その他有価証券	102,897,045	102,897,045	－
(5)貸出金	1,558,341,802		
貸倒引当金（＊2）	△81,168		
	1,558,260,633	1,563,226,326	4,965,693
金融資産計	2,155,125,111	2,161,743,948	6,618,836
(1)預金積金	1,899,642,254	1,900,153,097	510,843
(2)譲渡性預金	44,358,888	44,366,958	8,070
(3)借入金	141,000,000	141,000,000	－
金融負債計	2,085,001,142	2,085,520,055	518,913

(＊1) 買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(＊2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融商品の時価の算定方法については、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成30年2月16日）、及び同業種別委員会報告第44号「銀行等金融機関における

金融商品の時価等の開示に関する監査上の留意事項（中間報告）」（平成21年12月18日）等を参考に下記のとおりの方法により算出しております。

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)買入金銭債権

金庫が保有している買入金銭債権は、住宅ローン証券化実施に伴い金庫が保有する受益権（メザニン受益権、劣後受益権等）であります。買入金銭債権は、証券化対象となった貸出金を通常の貸出金と同様の方法で時価を算定し、その合計金額から投資家へ販売した受益権（優先受益権）の時価の合計金額を控除することにより、時価を算定しております。

(3)金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または情報ベンダーが一般に提供している価格若しくは取引金融機関から提示された価格によって時価算定を行っております。投資信託は取引所の価格または投資信託委託会社等により公表されている基準価格によって時価算定しております。

(4)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または情報ベンダーが一般に提供している価格若しくは取引金融機関から提示された価格によって時価算定を行っております。投資信託は取引所の価格または投資信託委託会社等により公表されている基準価格によって時価算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については31. から35. に記載しております。

(5)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、貸出金については、繰上返済等、いわゆるプリペイメントが発生するため、時価の算定においては、その影響を考慮しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金は、種類や区分ごとに元利金の合計額を新規の定期性預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。定期性預金については、中途解約等、いわゆるプリペイメントが発生するため、時価の算定においては、その影響を考慮しております。

(2)譲渡性預金

譲渡性預金は、預金積金と同様の方法により、時価を算定しております。なお、譲渡性預金については、プリペイメントを考慮しておりません。

(3)借入金

借入金については、固定金利によるものであります。なお、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等に

より算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式 (*)	80,000
非上場株式 (*)	9,450
合 計	89,450

(*) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

31. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- | | |
|-------------------------|--------|
| (1) 売買目的有価証券 | ありません。 |
| (2) 満期保有目的の債券 | ありません。 |
| (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 | ありません。 |
| (4) その他有価証券 | |

(単位:千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,464,651	736,477	728,174
	債券	52,607,298	51,291,043	1,316,254
	国債	37,338,016	36,274,561	1,063,454
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	15,269,281	15,016,481	252,799
	その他	22,848,849	21,379,315	1,469,533
	小 計	76,920,798	73,406,836	3,513,962
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	43,878	48,450	△ 4,572
	債券	15,674,740	16,045,332	△ 370,592
	国債	8,771,800	9,055,301	△ 283,501
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	6,902,940	6,990,030	△ 87,090
	その他	10,257,629	10,401,285	△ 143,656
	小 計	25,976,247	26,495,068	△ 518,821
合 計		102,897,045	99,901,904	2,995,141

32. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

ありません。

33. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	198,664	61,688	15,377
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	882,025	148,954	—
合 計	1,080,689	210,643	15,377

34. 保有目的区分を変更した有価証券

ありません。

35. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落し、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）したものはありません。

また、時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合に、時価が「著しく下落した」と判断しております。

36. 金銭の信託の保有目的別内訳

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| (1) 運用目的の金銭の信託 | 1,500,000千円 |
| (2) 満期保有目的の金銭の信託 | ありません。 |
| (3) その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外） | ありません。 |

37. 有価証券の貸付等

ありません。

38. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、193,886,664千円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（または任意の時期に無条件で取消可能なもの）は42,848,797千円であります。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みをうけた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち150,812,679千円ありますが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
退職給付引当金	179,803千円
減価償却限度超過額	385,253千円
賞与引当金	101,861千円
退職給付信託	692,538千円
その他	400,190千円
繰延税金資産小計	1,759,646千円
評価性引当額	△ 192,000千円
繰延税金資産合計	1,567,646千円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	824,562千円
前払年金費用	64,900千円
固定資産圧縮積立金	19,652千円
その他	16,182千円
繰延税金負債合計	925,297千円
繰延税金資産の純額	642,348千円

40. 重要な会計上の見積り

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号令和2年3月31日）を当事業年度から適用しておりますが、重要性が乏しいため注記を省略しております。

以上

財務諸表

◆損益計算書・チェックポイント『バランスのとれた収支構造に注目』

「損益計算書」は一定期間内にどれだけ収益をあげたか、費用がいくらかったか、その結果利益はいくら計上できたのかを示すものです。ろうきんは融資や為替業務及び預け金や有価証券運用等により利息や手数料等の収益をあげております。その反対に資金を調達するためにかかる預金利息や人件費・物件費等、費用の支払いが必要です。この収益と費用の差額が利益となります。

「損益計算書」では、資金の調達と運用を通じてバランスのとれた収支構造と適正な利益水準が確保されているかどうか等がチェックポイントとなります。

◆損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2020年度
経常収益	23,598	23,471
資金運用収益	20,420	20,591
貸出金利息	17,767	17,996
預け金利息	1,397	1,202
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	904	981
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	350	410
役務取引等収益	1,246	1,250
受入為替手数料	362	344
その他の役務収益	884	906
その他の業務収益	1,918	1,397
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	177	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	1,740	1,397
その他の経常収益	13	230
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	0	0
株式等売却益	8	210
金銭の信託運用益	—	16
その他の経常収益	4	3
経常費用	19,200	18,889
資金調達費用	786	837
預金利息	764	814
給付補填備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	20	22
借入金利息	—	—
債券貸借取引支払利息	1	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	5,474	5,389
支払為替手数料	1,170	1,084
その他の役務費用	4,303	4,305
その他の業務費用	275	8
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売却損	—	—
国債等債券売却損	270	—
国債等債券償還損	—	—
金融派生商品費用	0	2
その他の業務費用	4	5
経費	12,363	12,615
人件費	6,558	6,617
物件費	5,702	5,898
税金	102	99
その他の経常費用	301	38
貸倒引当金繰入額	24	23
貸出金償却	—	—
株式等売却損	61	15
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	73	0
その他の資産償却	—	—
退職手当金	1	0
その他の経常費用	140	0
経常利益	4,397	4,582
特別利益	166	2
固定資産処分益	—	2
負ののれん発生益	—	—
その他の特別利益	166	—
特別損失	1	10
固定資産処分損	1	10
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	4,562	4,574
法人税、住民税及び事業税	1,196	1,191
法人税等調整額	67	43
法人税等合計	1,263	1,234
当期純利益	3,299	3,340
繰越金(当期首残高)	1,096	1,082
積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	4,395	4,422

■損益計算書注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額 36,040千円
子会社との取引による費用総額 824,920千円

3. 出資1口当たりの当期純利益金額 626円2銭

◆剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	2019年度総会承認日 (2020年6月25日)	2020年度総会承認日 (2021年6月25日)
当期末処分剰余金	4,395	4,422
積立金取崩額	0	—
剰余金処分額	3,313	3,413
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年4%) 213	(年4%) 213
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	199	199
特別積立金	2,900	3,000
繰越金(当期末残高)	1,082	1,009

以上の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2021年5月21日に監事の監査を受けております。また、同年6月25日の総会において貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を2021年5月21日に受けております。

確認書

私は、令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和3年6月28日

東海労働金庫 土肥 和則
理事長

◆出資配当

(単位:千円、%)

項 目	2019年度総会承認日 (2020年6月25日)	2020年度総会承認日 (2021年6月25日)
出資配当	213,418	213,134
(配当率)	(年4%の割合)	(年4%の割合)
利用配当	199,995	199,996
配当負担率	9.40	9.34

$$\text{配当負担率} = \frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$$

自己資本の充実の状況

◆単体自己資本比率

(単位:%)

2019年度末	2020年度末
9.14	9.17

(注)当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準とよばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準とよばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1) - コア資本に係る調整項目の額(注2))}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3) + オペレーショナル・リスク相当額 \times 12.5(注4)}} \times 100$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフバランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注4) 8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」（注）を採用しております。

(注)標準的手法…細分化されたリスク・ウェイトを資産に乘じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン（1億円以下）が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

②オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」及び「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」（注）を採用しております。

(注)基礎的手法…粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」とよばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は9.17%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

◆自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度末	2020年度末
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	99,928	102,852
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,340	5,337
うち、利益剰余金の額	95,003	97,930
うち、外部流出予定額(△)	413	413
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	64	88
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	64	88
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	99,992	102,940
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	102	227
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	102	227
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	307	266
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	329	235
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	739	729
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	99,253	102,211
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,053,449	1,081,793
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△750	△750
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△750	△750
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	31,525	32,008
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	1,084,974	1,113,801
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	9.14	9.17

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資＋内部留保＋優先出資＋（△）調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資及び一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました（ただし、経過措置が設けられています）。

「出資金」とは

会員の皆様より出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」とよばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」とよばれるものです。「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金等を計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益等から成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうぎんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

(1)金利変動準備積立金

市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

(2)機械化積立金

事務処理等の機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。

(3)配当準備積立金

配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

(4)経営基盤強化積立金

将来の支出増大等に備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額（△）」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、例えば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、退職給付引当金、役員退職慰労引当金、賞与引当金及び睡眠預金払戻損失引当金の六種類を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%）

「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier 2）に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

当金庫ではこの経過措置を適用しておりません。

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用及び売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産等一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額（(イ)－(ロ)）」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

預金に関する指標

◆預金科目別残高(期末残高)

(単位:百万円)

項 目	2019年度末				2020年度末			
	個人預金	法人預金			個人預金	法人預金		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当 座 預 金	—	—	—	27	—	—	—	63
普 通 預 金	433,117	767	4	87,890	489,735	701	3	94,635
貯 蓄 預 金	966	—	—	—	947	—	—	—
通 知 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—
別 段 預 金	—	64	17	81	—	94	22	93
定 期 預 金	991,641	63,854	4,195	191,487	1,049,514	64,255	5,231	194,343
定 期 積 金	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,425,725	64,685	4,217	279,487	1,540,197	65,051	5,256	289,135

(注) 合計には譲渡性預金は含んでいません。

◆預金種類別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

項 目	2019年度	2020年度
流 動 性 預 金	510,318	561,054
定 期 性 預 金	1,257,074	1,291,255
譲 渡 性 預 金	42,662	45,092
そ の 他 の 預 金	—	—
合 計	1,810,055	1,897,402

◆定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項 目	2019年度末	2020年度末
固 定 金 利 定 期 預 金	768,378	828,283
変 動 金 利 定 期 預 金	246	266
そ の 他	482,554	484,794
合 計	1,251,178	1,313,344

◆財形貯蓄残高(期末残高)

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度末		2020年度末	
	金 額	預金に占める割合	金 額	預金に占める割合
一 般 財 形	240,701	13.26	249,290	12.82
財 形 年 金	45,344	2.49	44,718	2.30
財 形 住 宅	20,680	1.13	19,815	1.01
合 計	306,727	16.90	313,824	16.14

◆預金者別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度末		2020年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
団 体 会 員	1,508,060	85.00	1,622,640	85.41
民 間 労 働 組 合	888,122	50.05	935,022	49.22
民間以外の労働組合及び公務員の団体	154,049	8.68	163,871	8.62
消費生活協同組合及び同連合会	9,559	0.53	11,836	0.62
そ の 他 の 団 体	456,329	25.72	511,909	26.94
(うち間接構成員)	(1,307,219)	(73.68)	(1,417,542)	(74.62)
個 人 会 員	1,978	0.11	1,996	0.10
国・地方公共団体・非営利法人	100,110	5.64	101,101	5.32
一 般 員 外 (a)	163,967	9.24	173,904	9.15
合 計	1,774,116	100.00	1,899,642	100.00

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度末	2020年度末
一 般 員 外 譲 渡 性 預 金 (b)	30,220	26,670
一般員外預金計(c): (上表の(a) + (b))	194,187	200,574
譲渡性預金を含む総預金残高(d)	1,814,350	1,944,001
一般員外預金比率(c)/(d) × 100	10.70	10.31

(注) 当金庫は、上記のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行うとともに、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

内国為替取扱実績・公共債窓口販売実績・投資信託窓口販売実績

◆内国為替取扱実績

(単位:件)

項 目	2019年度		2020年度	
	各地へ向けた分	各地より受けた分	各地へ向けた分	各地より受けた分
送 金 ・ 振 込	1,905,143	3,955,762	1,805,598	3,880,033
代 金 取 立	5	1	2	—
合 計	1,905,148	3,955,763	1,805,600	3,880,033

◆公共債窓口販売実績

(単位:千円)

項 目	2019年度	2020年度
国 債	41,500	18,500

◆投資信託窓口販売実績

(単位:千円)

項 目	2019年度	2020年度
投 資 信 託	2,221,075	2,829,346

貸出金等に関する指標

◆リスク管理債権(破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権)合計額

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度	2020年度
リスク管理債権 合計(A)	6,098	6,948
破綻先債権	442	747
延滞債権	5,364	5,951
3カ月以上延滞債権	284	241
貸出条件緩和債権	7	7
保全額(B)	6,091	6,941
担保・保証等による回収見込み額	6,090	6,941
貸倒引当金	1	0
保全率(B)／(A) (%)	99.88	99.89
貸出金残高(C)	1,521,817	1,558,341
リスク管理債権比率(A)／(C) (%)	0.40	0.44

ろうきんは、全国で統一した基準により他業態に先んじて、1996年3月期からリスク管理債権の額を会員や利用者の皆様に公表しております。

お客様からお預かりした預金の安全な運用管理に万全な体制を心がけ、リスク管理債権に対しては十分な備えをしております。

2020年度末のリスク管理債権合計は69億48百万円で、貸出金残高1兆5,583億41百万円に占める割合(リスク管理債権比率)は0.44%となっております。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が7億47百万円、「延滞債権」が59億51百万円、「3カ月以上延滞債権」が2億41百万円、「貸出条件緩和債権」が7百万円となっております。

リスク管理債権合計69億48百万円に対して、担保・保証等による回収見込み額が69億41百万円となっております。また、「貸倒引当金」は1百万円未満となっております。その結果、保全額は69億41百万円となり、リスク管理債権合計の99.89%をカバーしております。

「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」があります。

ろうきんも、1995年度数値から「破綻先債権」「延滞債権」及び「金利減免・利息棚上げ債権」の開示を開始し、1997年度数値からはこの3つに加え「3カ月以上延滞債権」を開示しました。1998年度数値からは、ディスクロージャー誌での開示項目が法定化されたことに伴って、全金融機関が上記4種類のリスク管理債権の開示を行っております。

「破綻先債権」とは

借り手の倒産(個人の場合には、自己破産も)等により、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

「延滞債権」とは

今後「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実が発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金等に変わる可能性の高い債権」ということになります。

「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入ってこなくなる(会社の業績不振等)等の理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進すること等を目的として、貸出金利の免除や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄等、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことで、1998年度数値から公表したものです。(ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。)

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。なお、引当基準については、貸借対照表に注記しておりますのでご参照ください。

◆貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	2019年度	2020年度
貸 出 金 償 却	—	—

◆貸倒引当金残高

(単位:百万円)

項 目	2019年度		2020年度	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
貸 倒 引 当 金	85	24	108	23
一般貸倒引当金	64	23	88	24
個別貸倒引当金	21	1	20	0

「一般貸倒引当金」とは

「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

「個別貸倒引当金」とは

「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

◆金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」

2021年3月31日現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円、%)

債権の区分	2019年度	2020年度
金融再生法上の不良債権(A)	6,111	6,961
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,879	2,522
危険債権	3,938	4,188
要管理債権	294	250
保全額(B)	6,101	6,952
担保・保証等による回収見込み額	6,089	6,941
貸倒引当金	12	11
保全率(B)／(A) (%)	99.85	99.87
正常債権(C)	1,517,005	1,552,615
合 計(D) = (A) + (C)	1,523,116	1,559,576
金融再生法上の不良債権比率(A)／(D) (%)	0.40	0.45

(注) 1. 金額は決算後(償却後)の計数です。

2. 単位未満四捨五入しています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、貸付有価証券(消費貸借型貸付債券は除く)、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産、会社更生、再生手続等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

総与信額(貸出金、貸付有価証券(消費貸借型貸付債券は除く)、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、借り手が経営破綻の状態に至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

「要管理債権」とは

貸出金のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記しておりますのでご参照ください。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」のうち、預金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「正常債権」とは

総与信額(貸出金、貸付有価証券(消費貸借型貸付債券は除く)、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権のことです。

資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「資産査定の債務者区分」、「金融再生法に基づく債権区分」、「労働金庫法施行規則に基づくリスク管理債権」の各基準を比較すると、以下のとおりとなります。

(単位:百万円)

資産査定	
定 義	労働金庫の資産査定規程・要綱
区 分 単 位	債務者単位
対 象	債権
破 綻 先 747	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
実 質 破 綻 先 1,774	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
破 綻 懸 念 先 4,188	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要 注 意 先 6,349	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
正 常 先 1,546,515	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
そ の 他 0	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権

金融再生法	
定 義	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条
区 分 単 位	債務者単位
対 象	総与信
(注1)	
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権 2,522	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
(注1)	
危 険 債 権 4,188	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権
要 管 理 債 権 (債 権 単 位) 250	元金または利息支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金及び経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金
正 常 債 権 (注2) 1,552,615	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権

金融再生法に基づく資産の公表においては単位未満を四捨五入して表示しております。

リスク管理債権	
定 義	労働金庫法施行規則第114条
区 分 単 位	債権単位
対 象	貸出金
(注1)	
(注3)	
破 綻 先 債 権 747	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立を行ったこと、及び銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金
(注1)	
(注3)	
延 滞 債 権 5,951	元金または利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金
(注3)	
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権 241	元金または利息支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権を除く）
貸 出 条 件 緩 和 債 権 7	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く）

(注1) 資産査定と金融再生法の差は、直接償却額分です。前ページ貸出金償却の額と一致しないのは、個別貸倒引当金を引当済みの債権が含まれていることによります。

(注2) 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。

(注3) 金融再生法とリスク管理債権の差は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行っておりますので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下部二区分の合計額（貸出金分）にも一致することとなります。

貸出金等に関する指標

◆貸出金科目別内訳(平均残高) (単位:百万円)

項 目	2019年度	2020年度
手 形 貸 付	17	17
証 書 貸 付	1,493,425	1,528,657
当 座 貸 越	11,689	11,445
割 引 手 形	—	—
合 計	1,505,132	1,540,120

◆貸出金担保種類別内訳(期末残高) (単位:百万円、%)

項 目	2019年度末		2020年度末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 金 庫 預 金 積 金	1,651	0.10	1,449	0.09
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	24,706	1.62	21,233	1.36
そ の 他	11	—	10	—
小 計	26,369	1.73	22,693	1.45
保 証	1,493,964	98.16	1,534,324	98.45
信 用	1,483	0.09	1,324	0.08
合 計	1,521,817	100.00	1,558,341	100.00

◆貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高) (単位:百万円)

項 目	2019年度末	2020年度末
固定金利貸出金	1,023,543	1,003,902
変動金利貸出金	498,274	554,439
合 計	1,521,817	1,558,341

(※) 手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでおります。

◆貸出金使途別内訳(期末残高) (単位:百万円、%)

項 目		2019年度末		2020年度末	
		残 高	構成比	残 高	構成比
賃金手当対策資金		－	－	－	－
生 活 資 金		71,893	4.72	71,372	4.57
	カ ー ド ロ ー ン	8,212	0.53	7,631	0.48
	教 育 ロ ー ン	6,932	0.45	7,452	0.47
	そ の 他	56,747	3.72	56,288	3.61
福利共済 資 金	運 営 資 金	644	0.04	506	0.03
	設 備 資 金	674	0.04	632	0.04
生協資金	運 営 資 金	530	0.03	530	0.03
	設 備 資 金	22	0.00	－	0.00
住宅資金	一般住宅資金	1,448,053	95.15	1,485,299	95.31
	住宅事業資金	－	－	－	－
合 計		1,521,817	100.00	1,558,341	100.00

◆債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高) (単位:百万円)

項 目	2019年度末	2020年度末
	残 高	残 高
当 金 庫 預 金 積 金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	—	—
そ の 他	—	—
小 計	—	—
保 証	309	258
信 用	—	—
合 計	309	258

(注) 1. 債務保証見返勘定とは、債務保証の求償として得られる債務者に対する債権を示す科目で、債務保証の対照勘定で同額の「債務保証」を行っていることとなります。
2. 当金庫の債務保証(見返)は独立行政法人福祉医療機構等の代理業務取扱によって発生しているものです。

◆貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高) (単位:百万円、%)

項 目		2019年度末		2020年度末	
		残 高	構成比	残 高	構成比
民 間 労 働 組 合		722,765	47.49	721,725	46.31
民間以外の労働組合及び公務員の団体		78,198	5.13	75,467	4.84
消費生活協同組合及び連合会		7,861	0.51	13,129	0.84
そ の 他 の 団 体		704,572	46.29	739,796	47.47
《 間 接 構 成 員 》		《1,511,570》	《99.32》	《1,548,499》	《99.36》
個 人 会 員		5	0.00	4	0.00
会 員 等 計		1,513,403	99.44	1,550,124	99.47
預 金 積 金 担 保 貸 出		108	0.00	89	0.00
そ の 他		8,305	0.54 (100.00)	8,127	0.52 (100.00)
業 種 別 内 訳	製造業	－	(ー)	－	(ー)
	農業、林業	－	(ー)	－	(ー)
	漁業	－	(ー)	－	(ー)
	鉱業、採石業、砂利採取業	－	(ー)	－	(ー)
	建設業	－	(ー)	－	(ー)
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	(ー)	－	(ー)
	情報通信業	－	(ー)	－	(ー)
	運輸業、郵便業	－	(ー)	－	(ー)
	卸売業・小売業・宿泊業、飲食サービス業	－	(ー)	－	(ー)
	金融業・保険業	－	(ー)	－	(ー)
	不動産業、物品賃貸業	－	(ー)	－	(ー)
	医療、福祉	－	(ー)	－	(ー)
	サービス業	－	(ー)	－	(ー)
	国・地方公共団体	43	(0.51)	49	(0.60)
個人	8,261	(99.47)	8,078	(99.39)	
その他	－	(ー)	－	(ー)	
会 員 外 計		8,414	0.55	8,216	0.52
合 計		1,521,817	100.00	1,558,341	100.00

有価証券に関する指標

ろうきんでは、利用者の皆様からお預かりした預金を、住宅ローン等の融資としてご利用いただくまでの間、その一部を国債等の有価証券の購入に充てて運用しております。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。このため、当金庫は2001年3月期より、保有する金融商品について「金融商品会計に関する実務指針」及び関係法令等に基づく決算を実施しています。

◆有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位:百万円)

項 目	年 度	期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	2019年度末	—	5,047	24,042	—	16,576
	2020年度末	—	11,080	12,717	—	22,311
地方債	2019年度末	—	—	—	—	—
	2020年度末	—	—	—	—	—
短期社債	2019年度末	—	—	—	—	—
	2020年度末	—	—	—	—	—
社 債	2019年度末	—	1,002	1,873	2,566	7,581
	2020年度末	—	—	5,260	4,281	12,630
貸付信託	2019年度末	—	—	—	—	—
	2020年度末	—	—	—	—	—
投資信託	2019年度末	8,494	—	—	—	—
	2020年度末	10,895	—	—	—	—
株 式	2019年度末	1,160	—	—	—	—
	2020年度末	1,597	—	—	—	—
外国証券	2019年度末	—	1,199	4,048	10,658	3,597
	2020年度末	—	—	9,802	9,809	2,599
その他の証券	2019年度末	—	—	—	—	—
	2020年度末	—	—	—	—	—
合 計	2019年度末	9,655	7,248	29,963	13,224	27,755
	2020年度末	12,493	11,080	27,779	14,090	37,540

◆有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度末		2020年度末	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国 債	44,689	50.98	44,104	47.84
地 方 債	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	13,097	14.94	16,885	18.31
貸 付 信 託	—	—	—	—
投 資 信 託	8,655	9.87	8,893	9.64
株 式	815	0.92	817	0.88
外 国 証 券	20,399	23.27	21,483	23.30
その他の証券	—	—	—	—
合 計	87,657	100.00	92,185	100.00

(注) 社債には、政保債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

◆有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

(単位:百万円)

項 目	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
種 類	—	—	—	—

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

項 目	2019年度					2020年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 時価は事業年度末における市場価格等に基づいております。

3. その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

項 目	2019年度					2020年度				
	取得原価	貸借対照表計上額	差額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表計上額	差額	うち益	うち損
株 式	672	1,071	399	422	23	784	1,508	723	728	4
債 券	77,883	78,192	308	1,550	1,241	89,236	90,492	1,256	1,678	422
国 債	44,394	45,665	1,271	1,350	78	45,329	46,109	779	1,063	283
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	13,089	13,023	△65	137	202	22,006	22,172	165	252	87
外 国 証 券	20,399	19,503	△896	63	959	21,899	22,210	310	362	51
そ の 他	8,228	8,494	266	482	215	9,880	10,895	1,015	1,107	91
合 計	86,783	87,758	974	2,455	1,480	99,900	102,895	2,994	3,513	517

(注) 貸借対照表計上額は、当該事業年度末における市場価格等に基づき時価により計上したものです。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の

主要内容及び貸借対照表計上額

(単位:百万円)

項 目	2019年度	2020年度
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
子会社株式及び関連法人等株式	80	80
子 会 社 株 式	80	80
関 連 法 人 等 株 式	—	—
そ の 他 有 価 証 券	9	9
非 上 場 株 式	9	9
非上場不動産投資信託	—	—
譲 渡 性 預 け 金	—	—
合 計	89	89

◆金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

項 目	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	2,000	—	1,500	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当該事業年度末における時価により計上したものです。

2. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によります。

3. 満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託はありません。

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

「デリバティブ取引」とは、金融自由化が進むにつれて、国内、国外の金融市場で、金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプション等の新しい手法を用いた、いわゆるオフバランス取引（帳簿外の取引）が急速に広まってきました。これらの取引は、「デリバティブ」（金融派生商品）取引とよばれ、金利や本来の金融取引から派生した取引のことであり、大きくは次の3つのタイプに分かれます。

(1)先物 (2)スワップ (3)オプション

「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について

(1)「利用目的」

当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動等による損失を回避するため一定の範囲でデリバティブ取引を活用しております。

(2)「取り組みの情報」

当金庫では、返済金固定型変動金利住宅ローンで、金利が変動しても返済額が一定の融資商品を提供するにあたって、将来の金利変動リスク回避を目的として、金利スワップ取引を実施しておりますが、マイナス金利が続く市場の状況やLIBOR（London Interbank Offered Rate:ロンドン銀行間取引金利）の恒久的な公表停止を鑑み、2020年度に取引を中止しました。

（スワップ取引とは）

あらかじめ定められた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことをいいます。同一通貨の場合（金利スワップ）と異なる通貨の場合（通貨スワップ）があります。

(3)「リスク管理に対する管理体制」

当金庫では、「リスク管理方針」、「リスク管理規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っております。

◆金利関連取引

(単位:百万円)

店 頭	項 目	2019年度				2020年度			
		契約額等	内1年超	時価	評価損益	契約額等	内1年超	時価	評価損益
	金利スワップ 受取変動・支払変動	119	119	—	—	—	—	—	—
	合 計	119	119	—	—	—	—	—	—

(注) 時価情報及び評価損益について

金利スワップ取引の一部は、複合金融商品として融資（貸出）に組み込まれておりますが、時価評価については区分して当期の損益として処理しております。その結果、当金庫は、評価益・評価損の同額を計上しておりますので、純額での評価損益は発生していません。評価益・評価損のグロス表示では、評価益・評価損それぞれ3百万円が時価評価となります。スワップの時価額及び評価額は、現時点で仮に解約すると、どれだけの再構築費用（収益）が発生するかを計算した結果です。なお、上記金利関連取引以外には、該当する取引（通貨関連、株式関連、債券関連、クレジットデリバティブ等）はありません。

会員・出資金・その他

◆会員数・出資金の内訳

(単位:千円、%)

区 分	2019年度			2020年度		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団 体 会 員	3,122	5,198,370	97.35	3,100	5,205,834	97.53
民 間 労 働 組 合	2,185	3,764,268	70.49	2,165	3,763,751	70.51
民間以外・公務員団体	416	594,047	11.12	417	594,415	11.14
生 活 協 同 組 合	49	94,206	1.76	49	94,206	1.76
そ の 他 の 団 体	472	745,849	13.97	469	753,462	14.12
個 人 会 員	1,865	140,006	2.62	1,783	129,574	2.43
そ の 他	—	1,704	0.03	—	2,180	0.04
合 計	4,987	5,340,080	—	4,883	5,337,588	—

◆大口出資会員

(単位:千円、%)

順位	会 員 名	金 額	出資比率
1	一般財団法人 愛知県労働者福祉金協会	491,970	9.22
2	トヨタ自動車労働組合	305,900	5.73
3	デンソー労働組合	202,720	3.80
4	一般財団法人 三重県労働者ゆとり創造基金協会	131,688	2.47
5	三重県教職員組合	126,871	2.38
6	日立金属労働組合桑名支部	122,875	2.30
7	全日本自治団体労働組合岐阜県本部	63,562	1.19
8	アイシン労働組合アイシン・エーアイダブリュ支部	55,727	1.04
9	全日通労働組合愛知県支部	49,820	0.93
10	国鉄労働組合名古屋地方本部	49,617	0.93
小 計		1,600,750	29.99
出 資 金 合 計		5,337,588	

団体会員数3,100会員 会員顧客数（間接構成員数）136万9,430人
新規加入20会員 脱退42会員（2021年3月末現在）

◆報酬体系に係る開示について（2021年3月期）

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤の理事及び常勤監事のことです。対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行及び功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬については、通常総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額については役職等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額については、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。

なお、当金庫では全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、「役員報酬及び退職慰労金規程」を定めております。

(2)2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	150

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「報酬」150百万円、「退職慰労金」0百万円となっております。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3)その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」（2012年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、2020年度において対象職員等に該当する者はありません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 2020年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はありません。

◆職員の状況

区 分	2019年度末	2020年度末
一 般 職 員 (人)	630	643
そ の 他 の 従 業 員	—	—
合 計 (人)	630	643
平 均 年 齢	38歳2月	38歳1月
平 均 勤 続 年 数	16年1月	15年10月
平 均 給 与 月 額	380千円	375千円

(注) 1. 職員及び従業員には、常勤の職員等を記載し、臨時及び嘱託の職員は含まれておりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。